

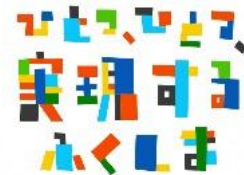
福島県廃棄物処理計画

概要

令和4年1月

福島県

1 福島県廃棄物処理計画とは（第1章）



廃棄物処理計画とは

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき国が策定した基本方針に則り、**本県の区域内における廃棄物の減量や適正処理に関する事項**を定めた**法定計画**
- 県の最上位計画である「福島県総合計画」の部門別計画「福島県環境基本計画」を実現するための**廃棄物対策の基本**となる計画

これまでの策定経過

- ・平成14年3月 計画策定
- ・平成18年3月 計画改定
- ・平成23年3月 計画改定
- ・平成27年3月 計画改定

平成27年3月策定の計画が終期を迎えること、上位計画の改定内容や社会情勢等を踏まえて改定

国際的な社会情勢

- 持続可能な開発のための2030アジェンダの採択（持続可能な開発目標（SDGs）の達成）
- 地球温暖化対策の推進（パリ協定の発効等）
- 海洋プラスチック問題の顕在化
- 新型感染症対策に伴う生活様式等の変化
- デジタル化の進展



国内の状況

- 第5次環境基本計画の策定（地域循環共生圏の創造）
- 2050年カーボンニュートラル宣言
- 食品ロス削減推進法の施行
- 改正浄化槽法の施行
- プラスチック資源循環促進法の公布
- 気象災害の激甚化・頻発化

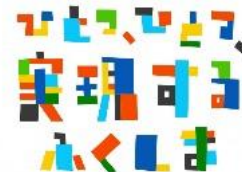
県内の状況

- 福島県2050年カーボンニュートラル宣言
- 環境省と本県の連携協力協定の締結

福島県廃棄物処理計画の改定

（計画期間：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）

2 本計画の基本目標（第2章）



基本目標

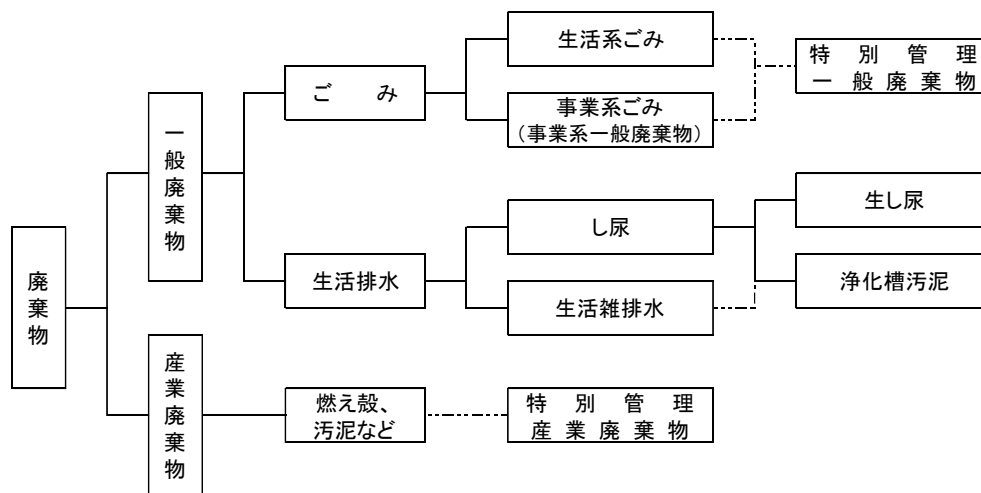
循環型社会の形成～持続可能な社会の実現のために

目標設定の考え方

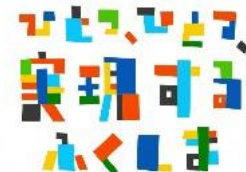
福島県総合計画を環境の面から実現することを目指した計画である「第5次福島県環境基本計画」における廃棄物分野の施策の柱である「循環型社会の形成」を実現

対象とする廃棄物の種類

本計画で対象とする廃棄物は、
県内で排出・処理される一般廃棄物と
産業廃棄物



計画で対象とする廃棄物の種類



前計画の目標の達成状況

- 一般廃棄物の1人1日当たりの排出量及びリサイクル率は目標を達成できない見込み。
- 1日当たりの最終処分量は目標を達成できる見込み。

前計画の目標の達成予測

| 項目 | 実績値 令和元年度 | 予測値 令和3年度 | 目標値 令和3年度 |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|
| 1人1日当たりの排出量 (g/人・日) | 1,035 | 1,007 | 935以下 |
| リサイクル率 (%) | 12.7 | 11.8 | 21.0以上 |
| 1日当たりの最終処分量 (t/日) | 255 | 191 | 200以下 |

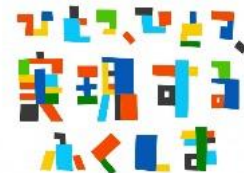
※ 一般廃棄物処理事業実態調査（令和元年度実績）（環境省）による（以下同じ）。

一般廃棄物の将来予測

- 令和8年度は令和元年度と比較すると、1人1日当たりの排出量及び1日当たりの最終処分量は減少し、リサイクル率は低下する見込み。

本県の1人1日当たりの排出量等の将来予測

| 項目 | 実績値 令和元年度 | 予測値 令和8年度 |
|---------------------|--------------|--------------|
| 1人1日当たりの排出量 (g/人・日) | 1,035 | 990 |
| リサイクル率 (%) | 12.7 | 9.8 |
| 1日当たりの最終処分量 (t/日) | 255 | 157 |



課題

ごみ処理に関する課題

- 高止まりしている1人1日当たりのごみ排出量
- ごみ処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や施設の長寿命化
- 大規模災害発生時の適切かつ円滑な廃棄物処理のための災害廃棄物処理計画の策定

生活排水処理に関する課題

- 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
- 生活排水処理施設等の計画的かつ効率的な整備
- 生活排水処理施設等の適切な維持管理

施策

ごみ処理に関する施策

- 3R (ごみの発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル)) の推進
- ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進
- ごみの適正処理及び災害廃棄物対策の推進

生活排水処理に関する施策

- 生活排水の適正処理の推進
- 生活排水処理施設等の効率的な整備の促進
- 生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進



計画の目標値

1人1日当たりの排出量(g/人・日)

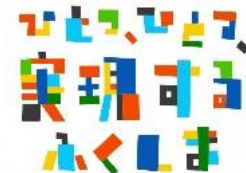
(令和元年度) 1,035 → (令和8年度) 923以下

リサイクル率(%)

(令和元年度) 12.7 → (令和8年度) 16.0以上

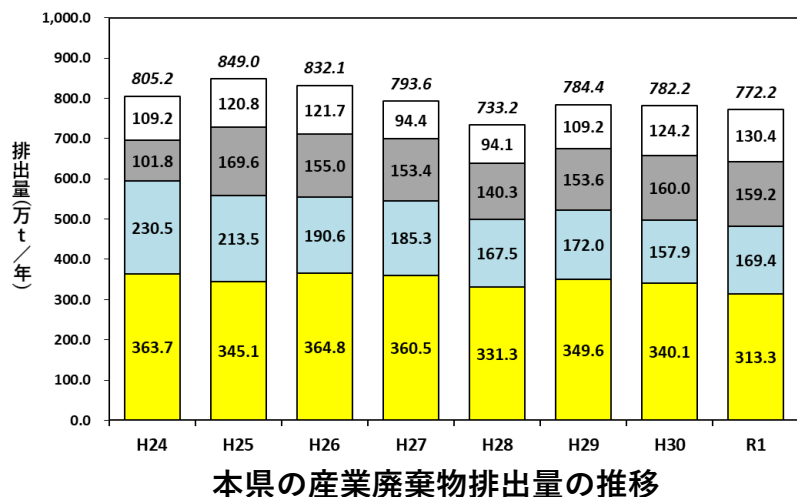
1日当たりの最終処分量(t/日)

(令和元年度) 255 → (令和8年度) 150以下



前計画の目標の達成状況

- 産業廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分率のいずれにおいても目標を達成できる見込み。



前計画の目標の達成状況

| 項目 | 実績値 令和元年度 | 予測値 令和3年度 | 目標値 令和3年度 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 排出量(万 t /年) | 772.2 | 781.0 | 825.0以下 |
| 再生利用率(%) | 54 | 51 | 51以上 |
| 最終処分率(%) | 7 | 7 | 8以下 |

※ 令和元年度福島県廃棄物実態調査報告書による（以下同じ）。

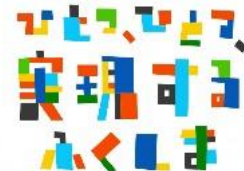
産業廃棄物の将来予測

- 令和8年度は令和元年度と比較すると、排出量及び最終処分率は同程度で推移し、再生利用率はやや下がる見込み。

本県の産業廃棄物排出量等の将来予測

| 項目 | 実績値 令和元年度 | 予測値 令和8年度 |
|-------------|--------------|--------------|
| 排出量(万 t /年) | 772.2 | 778.8 |
| 再生利用率(%) | 54 | 51 |
| 最終処分率(%) | 7 | 7 |

4 - 2 産業廃棄物の処理（第4章）



課題

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用及び最終処分

- 排出量の多い**汚泥**や国際的にも課題となっている**廃プラスチック類**の排出抑制 等

産業廃棄物の適正処理

- **不適正処理**の未然防止
- PCB廃棄物等**処理困難な廃棄物の適正処理** 等

産業廃棄物処理業の振興

- 廃棄物処理業に従事する**人材の確保**や**育成** 等

産業廃棄物処理施設の整備

- **減量化**や**再生利用**を進めるための**施設の整備**
- **最終処分場の残余容量の確保**
- **使用済太陽光発電設備の再生利用**及び**適正処理** 等

施策

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進

- **汚泥**や**廃プラスチック類**の**再生利用**等に係る**施設整備・調査研究**に対する**支援の強化**
- **産業廃棄物税制度**の運用 等

産業廃棄物の適正処理の推進

- **電子マニフェスト**の普及促進
- 研修会等の開催による**正しい知識**の普及啓発 等

産業廃棄物処理業の振興

- 廃棄物処理業に従事する**人材確保**の支援
- **優良産業廃棄物処理業者**の育成 等

産業廃棄物処理施設の適切な整備

- 排出抑制等を目的とした**施設整備・調査研究**の支援
- **処理施設設置**に係る**県民理解促進**のための支援
- **使用済太陽光発電設備**の**適正処理**等の推進 等



計画の目標値

排出量(万t/年)

(令和元年度) **772.2** → (令和8年度) **770以下**

再生利用率(%)

(令和元年度) **54*** → (令和8年度) **52以上**

最終処分率(%)

(令和元年度) **7** → (令和8年度) **6以下**

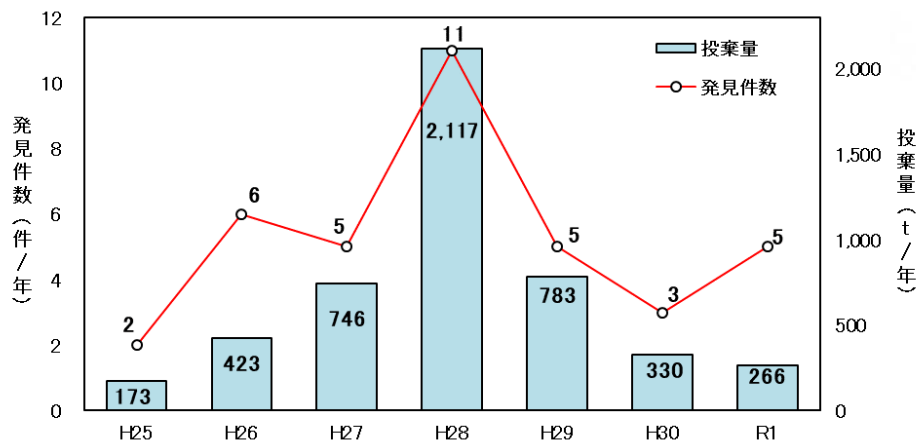
※ 令和元年東日本台風の被害に伴う復旧工事により、再生利用率の高いがれき類の発生量が多かったため、高い値となっている。

5 廃棄物の不法投棄防止対策（第5章）



不法投棄の現状と課題

産業廃棄物の不法投棄は依然として発生。引き続き対策が必要。



産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数等（10 t 以上）の推移

不法投棄防止のための方策

普及・啓発

- 排出事業者に対する**適正処理の指導**
- **不法投棄防止の啓発活動**

広域連携

- **広域連携組織**を活用した**情報共有**
- **パトロール・路上指導**などの**共同事業の実施**

監視（抑止・早期発見）

- **不法投棄監視員、適正処理監視指導員**の配置
- **夜間・休日**の警備会社による**パトロール**
- **地域ぐるみ**での**監視体制づくり**の支援
- **警察、海上保安庁**と連携した**スカイパトロール**
- **県境付近**の**監視強化**

発見時の対応

- **市町村、警察等**と連携した**情報収集・現場調査・行為者特定**

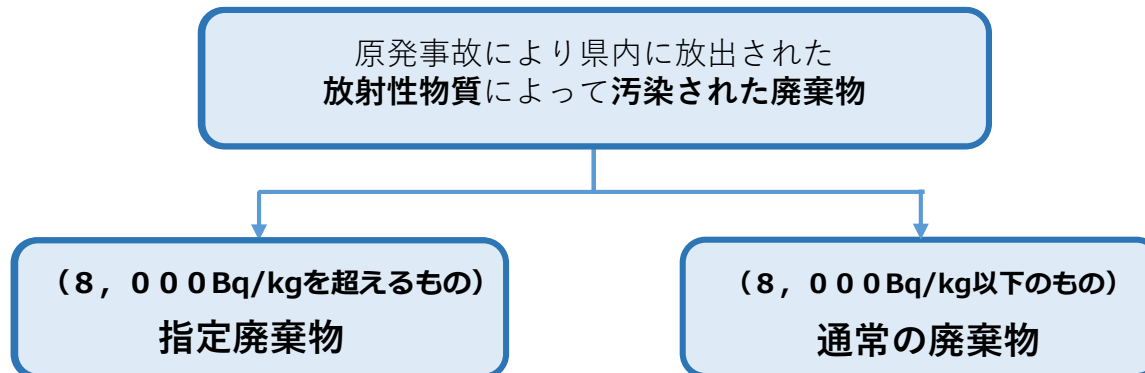
原状回復指導

- **原因者等**に対する**原状回復指導**

6 廃棄物の適正処理のためのその他の事項（第6章）



放射性物質に汚染された廃棄物に関する対策

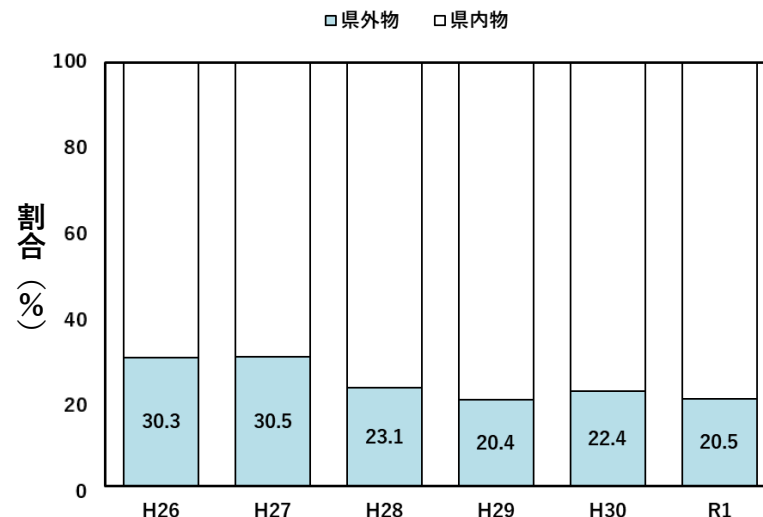


引き続き、国や市町村と連携して確実に処理

県外産業廃棄物の取扱い

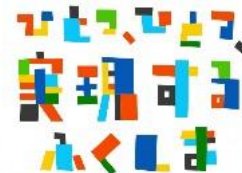
- 県内の産業廃棄物を適正に処理するため、**県内物を優先して受入処理する体制の維持**が重要。
- 引き続き、**県産業廃棄物条例の事前届出制度**により、**県内物優先処理体制が確保されるよう継続指導**。

県外物の搬入割合を県全体で**20%以下**を目標



県外物の搬入割合

7 計画の進行管理（第7章）



計画の推進

- **県民、事業者及び行政が連携**して持続可能な循環型社会の形成に向けた取組が推進されるよう努めるとともに、**市町村や関係団体と連携、協力**

計画の進行管理

- **毎年度、排出・処理状況を把握**し、庁内関係部局で構成する連絡調整会議等で**目標に対する達成状況などの評価**を実施し**市町村と情報共有**
- 必要に応じて、**事業者等への対応を促す**とともに、**市町村と連携し、施策の見直しや新たな施策を検討**

計画の見直し

- **PDCAサイクル**により本計画の目標の達成状況、社会情勢等の変化を踏まえ、**見直し**